

平成 30 年 5 月 28 日

神戸市都市計画審議会
会長 小谷通泰様

神戸市長 久元喜造

都市計画法第18条の2第1項の規定に基づいて神戸市が定める都市計画に関する基本的な方針について、同法第77条の2第1項の規定により神戸市都市計画審議会に諮問する。

記

諮問事項 神戸市都市計画マスタープラン地域別構想
三宮～ウォーターフロント都心地区編の策定について